

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年7月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第21号

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条の2各号列記以外の部分中「前条本文」を「前条」に改め、同条第1号ア及びイ中「すべて」を「全て」に改める。

第1号様式（表面）備考以外の部分中「

年	月	日	※
---	---	---	---

」を「

年	月	日
---	---	---

」に改め、同様式（表面）備考を削り、同様式（裏面）注意事項3(2)中「状況」の右に「(所得の状況を含む。)」を加える。

第2号様式（表面）備考以外の部分中「

年	月	日	※
---	---	---	---

」を「

年	月	日
---	---	---

」に改め、同様式（表面）備考を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年7月5日から施行する。ただし、第10条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)